

発議第 1号

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見
書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政
庁に提出するものとする。

平成27年6月10日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真
" " 小 林 栄 治
" " 折 戸 幸 博

賛成者 江差町議会議員 大 門 和 子

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

今年が広島、長崎の被爆70年であり、次回核不拡散条約(NPT)再検討会議が目前に迫っている。日本政府は「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べてきた。「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の声、核兵器廃絶を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められている。

日本政府は2010年のNPT再検討会議の最終文書に合意している。NPTの加盟国として、この合意の具体化と実践に責任がある。最終文書は、「核兵器のない世界」を実現することに合意し、そのために「必要な枠組みを創設する特別な努力をおこなう」ことを確認し、核兵器禁止条約の交渉開始を含む国連事務総長の五項目提案に留意した。今度のNPT再検討会議の最大の焦点は、核兵器禁止条約の交渉開始にある。

昨年の第69回国連総会では、核兵器を禁止する包括的条約の早期締結の交渉の緊急開始を求める決議(69/58)に139カ国が賛成し採択された。核兵器の非人道性を告発し、廃絶を求める共同声明や国際会議が、圧倒的多数の国々の支持と共感を集め、広がり続けている。

いまや世界の大勢は明瞭である。しかし、一部の核保有国は、「核抑止力」論に固執し、「ステップ・バイ・ステップ」(=段階的な前進)を主張して、核兵器禁止を正面から議論することに反対し続けている。

いま日本政府に求められているのは、この現状を打開するための決断と行動にある。昨年10月、「核兵器がいかなる状況の下でも決してふたたび使われないことが人類生存の利益」として155か国の共同声明に日本政府は名を連ねた。「共同声明」が、核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は「その全面廃絶である」と訴えていることの意味は非常に大きいものがある。自ら賛同した共同声明の内容を実現するために尽力するのは被爆国として当然の責務である。

日本政府に次のことを要望する。

記

1. 次回NPT再検討会議を核兵器全面禁止・廃絶の転機とするために全力をつくすこと。とりわけ、核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成をめざし、NPT再検討会議で「核兵器禁止条約の交渉開始」を明記した文書をめざすこと。
2. 米国の核兵器による「拡大抑止」、いわゆる「核の傘」に依存した安全保障政策から脱却すること。核兵器全面禁止条約の交渉開始を求める非同盟諸国やマレーシア決議に、ASEAN全加盟国をはじめ、中国、北朝鮮、インド、パキスタンが賛成していることをふまえ、アジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月10日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫